

船橋市
重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業の
ガイドライン

令和5年4月

船橋市福祉サービス部障害福祉課

目次

1	船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業について	- 3 -
2	対象者	- 3 -
3	対象となる大学等	- 3 -
4	実施方法	- 4 -
5	対象となるサービス内容	- 4 -
6	対象とならないサービス内容	- 4 -
7	支給量	- 4 -
8	支給額	- 5 -
8.1	2人の支援員(ヘルパー)による支援	- 5 -
8.2	ヘルパーの派遣時間単位	- 5 -
9	支給額の計算方法	- 6 -
10	利用者負担額	- 7 -
11	サービス提供を行う事業所	- 7 -
12	ヘルパーの資格要件	- 8 -
13	全体の流れ	- 8 -
13.1	利用までの流れ	- 8 -
13.2	請求の流れ	- 9 -
14	請求方法について	- 9 -
15	注意事項	- 10 -
15.1	勤務先の企業との調整を十分に行ってください	- 10 -
15.2	事業所の責務について	- 10 -
16	Q&A	- 10 -

1 船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業について

船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業は、重度の障害があっても大学に通って学びたいという人に対して、大学修学機会の拡大等をサポートし、障害のある人の社会参加を促進することを目的とした事業です。

2 対象者

対象者は、原則、船橋市より障害福祉サービス受給者証を交付している方で、次のすべてに該当する人です。

- ① 重度訪問介護(※)を利用している人、もしくは、それに準ずる人
- ② 入学後に停学その他の処分を受けていない方
- ③ 学修の意欲があり、適切に単位を修得している方（病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除く。）

※重度訪問介護とは…

常時介護を必要とする重度の肢体不自由者、または、知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対し、居宅における介護・外出時の移動中の介護等を行う障害福祉サービスです。障害支援区分4以上

3 対象となる大学等

通学先として対象となる大学等とは、以下(1)・(2)のすべてに該当する必要があります。

(1)対象となる大学

学校教育法に基づく大学

(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、その他各種学校)

(2)大学内での構築体制

・障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障

害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
・大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

4 実施方法

サービスを提供する重度訪問介護事業所が、ヘルパーを対象者の居宅または大学等へ派遣し、大学等への通学中及び大学敷地内で修学に必要な身体介護等を提供すること（以下（支援）という。）により必要な支援を行います。

5 対象となるサービス内容

対象となる具体的な支援の代表例は、以下のとおりです。

- ・食事介助 ・排泄介助 ・更衣介助 ・身体の清拭
- ・体位交換 ・服薬介助 ・授業時のノートテイク
- ・その他身体介護として必要な介助。

6 対象とならないサービス内容

以下の(1)から(6)に示す内容は、本事業の支援対象とはなりません。

- (1) 大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動
- (2) 重度訪問介護の利用の対象となる活動
- (3) 介護、見守り等の具体的支援を必要としないヘルパーの待機時間
- (4) ヘルパーに危険が伴う活動
- (5) 大学等において構築された支援体制によって提供される活動
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、社会通念上、本事業を適用することが適当でない活動。

7 支給量

支給量については、利用者、サービス提供する事業者、通学先の大学等との間で調整を行った上で、事業計画書等を提出していただきます。

その事業計画書に記載いただく各項目（身体介護等の内容、週間利用計画、年間利用予定時間等）を基に、月単位で利用可能な支給量を決定します。

8 支給額

支給額については、下表のとおりです。

所要時間(1日当たり)	サービス提供費
30分以上 1時間未満	1,135円
1時間以上 1時間30分未満	2,270円
1時間30分以上 2時間未満	3,405円
2時間以上 2時間30分未満	4,540円
2時間30分以上 3時間未満	5,675円
以降 30分ごとに加算	1,135円

8.1 2人の支援員(ヘルパー)による支援

利用者の身体的理由などにより 1人のヘルパーによる介護が困難と市が認めた場合、2人のヘルパーによる支援が可能です。該当と思われる場合は、事前に市へご相談ください。

なお、2人のヘルパーによる支援の場合、費用は上表の2倍となります。

8.2 ヘルパーの派遣時間単位

派遣時間は30分単位です。

9 支給額の計算方法

利用者が1日の内に以下の時間帯でサービスを利用した場合の支給額の計算方法例は以下のとおりです。

例) 利用した時間帯	<ul style="list-style-type: none">・午前9時～午前10時（1時間）・午前11時～午後1時（2時間）・午後1時30分～午後2時（30分）
------------	--



【支給額】	1日の利用時間をすべて足しあげたうえで、その合計利用時間に相当する支給額を算出します。
	1時間+2時間+30分=3時間30分 2,270円+4,540円+1,135円=7,945円

10 利用者負担額

利用者負担額については、下表のとおりです。サービス費用の1割を負担する場合でも、一月あたり最大でも3万7200円が上限額となり、それ以上の負担はありません。

世帯の収入状況	利用者負担額	世帯の範囲
生活保護世帯	0円	本人及び本人と同一の世帯に属する者
市民税非課税世帯	0円	本人とその配偶者
市民税課税世帯 (支給決定者が障害児の保護者で、市民税所得割額28万円未満のもの)	サービス費用の1割 (上限 4,600円)	※本人が18歳未満の場合は、本人及び本人と同一の世帯に属する者
市民税課税世帯 (市民税所得割額16万円未満のもの)	サービス費用の1割 (上限 9,300円)	
市民税課税世帯 (上記以外)	サービス費用の1割 (上限 37,200円)	

11 サービス提供を行う事業所

以下のすべてを満たした事業所がサービス提供を行うことが可能です。

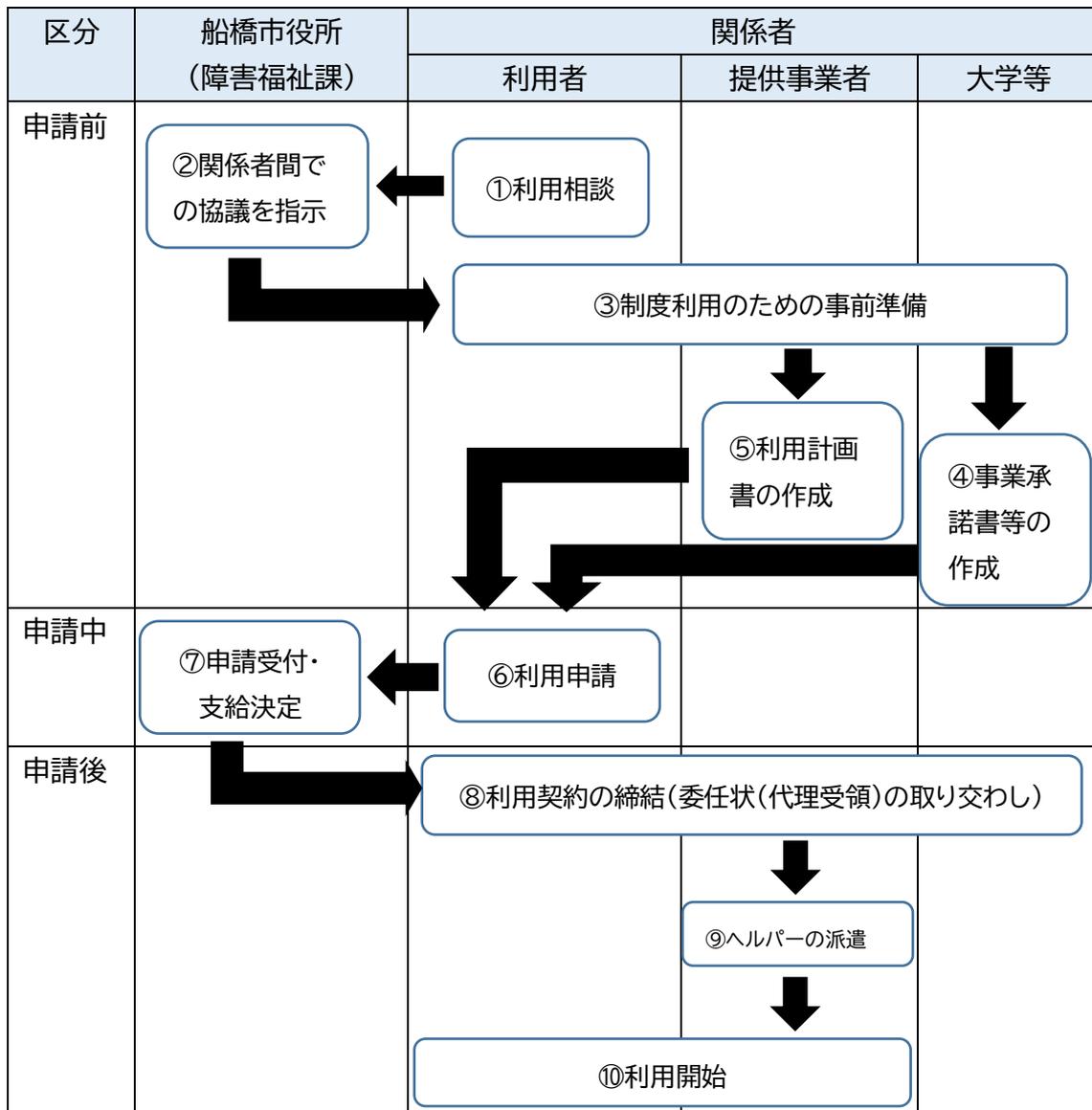
- ① 重度訪問介護の事業の指定を受けている事業所
- ② 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスの指定を受けた事業所
- ③ 支給決定障害者が指定した事業所

12 ヘルパーの資格要件

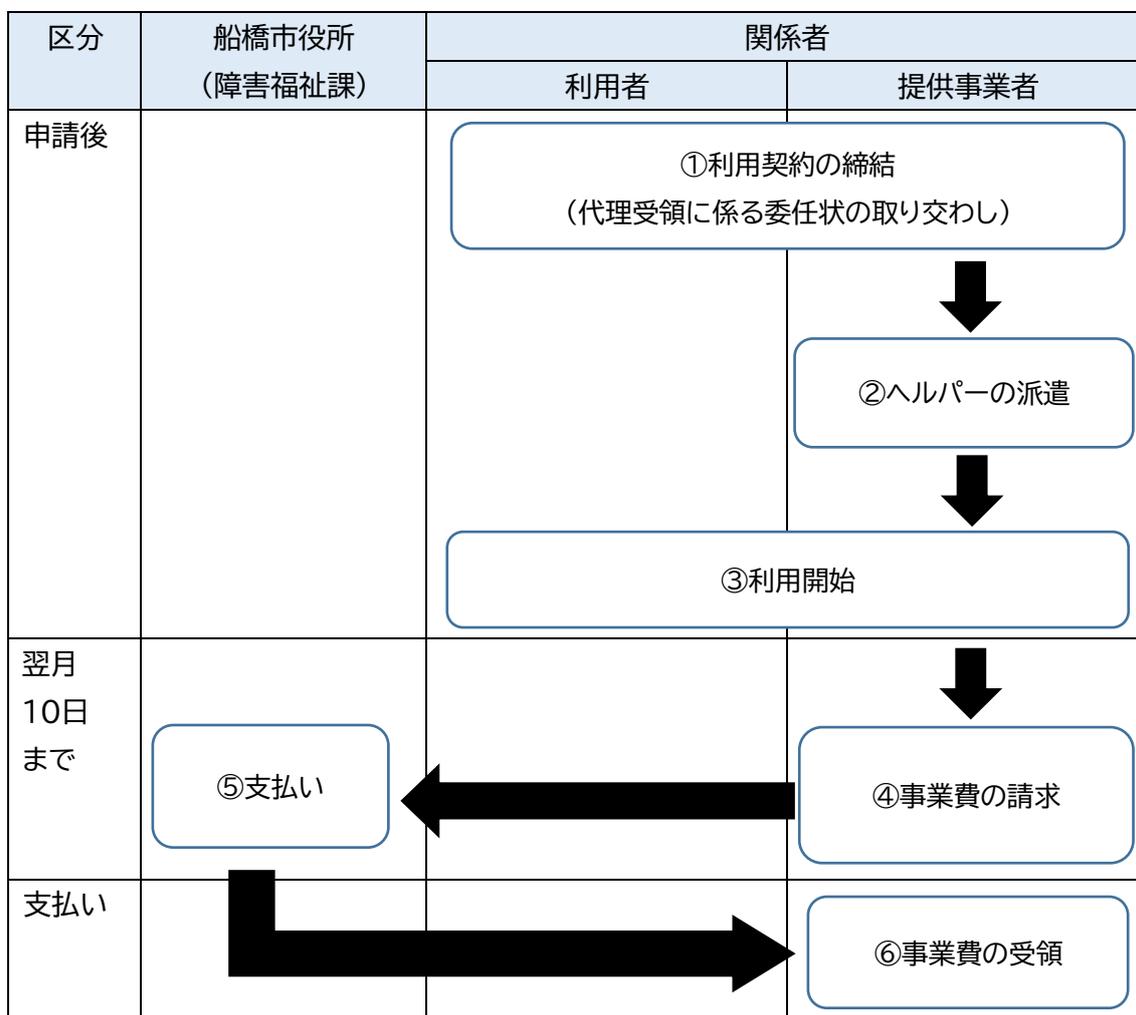
重度訪問介護を行うヘルパーとしての要件を満たしているものとなります。

13 全体の流れ

13.1 利用までの流れ



13.2 請求の流れ



14 請求方法について

サービス提供を行った場合、サービス提供をした月の翌月の10日までに以下の書類を郵送してください。

1. 船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業費請求書(第10号様式)
2. 船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業費明細書(第11号様式)
3. 船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援サービス提供実績記録票(第12号様式)

15 注意事項

15.1 勤務先の企業との調整を十分に行ってください

事前に利用者、サービス提供事業者、通学先の大学との間で、十分調整・情報共有を行ってください。そのうえで、事業利用計画書の作成を行ってください。事業計画書には、身体介護等の内容、週間利用計画、年間利用予定時間を明確に示すようにしてください。

15.2 事業所の責務について

障害福祉サービスや地域生活支援事業と同様に、事業所は事業費を代理受領する際は、委任状(第13号様式)を本市に提出してください。

また、本市から事業費を受領した際は、利用者に事業費を受領した旨を通知してください。利用者から利用者負担額を徴収した際は、領収書を発行してください。

16 Q&A

Q1 事業の対象者について

重度訪問介護の利用者に「準ずる者」とはどのような者を指すのか。

A1 重度訪問介護の対象者の基準を満たしているが、必要な支援時間が長時間でないことから、重度訪問介護を利用していない方を指します。

Q2 大学等の要件について①

「障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会」とはどのような組織を指すのか。

A2 障害学生委員会、バリアフリー委員会、支援担当者会議などを指します。(名称は問いません。)また、学生支援委員会など他の専門委員会で障害学生支援について取扱う場合も含まれます。

Q3 大学等の要件について②

「障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口」とはどのような組織を指すのか。

A3 障害学生支援室、障害学生支援センター、バリアフリー支援室などを指します。(名称は問いません。)また、障害学生支援に関する専門部署でなくとも、学生課や保健室等において障害学生支援業務を担当している場合も含まれます。

Q4 支援内容について①

「大学等への通学や学校内の活動における支援」とは、具体的にはどのような支援を指すのか。

A4 食事・排泄・更衣・身体の清拭・体位交換・服薬・授業時のノートテイクなどを指します。

Q5 支援内容について②

対象とならない支援とは、具体的にはどのようなものですか。

A5 以下の(1)から(6)に示すものは本事業の対象とはなりません。

- (1) 大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動の支援
- (2) 重度訪問介護の利用の対象となる支援
- (3) 介護、見守り等の具体的支援を必要とせず支援員が待機している時間
- (4) 支援員に危険が伴う活動の支援
- (5) 大学等において構築された支援体制によって提供される支援
- (6) 上記(1)～(5)のほか、社会通念上本事業を適用することが適当でないとして市長が認める活動

Q 6 利用手続きについて①

一度利用が可能となった後、どれくらいの頻度で申請手続きが必要ですか。

A 6 少なくとも1年に一度は、必ず更新申請に係る手続きが必要です。その際、過去1年間における大学の支援体制の構築についての進捗状況等が明確に把握できる資料の提出が必要となります。

Q 7 利用手続きについて②

体調等の理由により、長期にわたって利用ができず利用期間を中断する場合、手続きは必要となりますか。

A 7 必要です。新たに利用計画を提出していただきます。なお、ここでいう「長期」とは、4ヶ月以上の期間のことを指します。

(請求先・問合せ先)

〒273-8501

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課 認定審査係

(TEL) 047-436-2346